105-142

問題文

薬局に関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1. 病院に調剤所を置く場合には、開設者が薬局の開設の許可を受ける必要がある。
- 2. 医療法において、調剤を行う薬局は医療提供施設と規定されている。
- 3. 薬局開設者の判断で健康サポート薬局と表示することができる。
- 4. 一般用医薬品を販売する場合には、薬局であっても店舗販売業の許可が必要である。
- 5. 薬局開設者は、薬剤師でなければならない。

解答

2

解説

選択肢 1 ですが

薬機法第二条の 12 によれば、病院の調剤所は「薬局」ではありません。従って、薬局の許可を受ける必要はありません。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は妥当な記述です。

選択肢3ですが

「開設者の判断」で表示できるわけではありません。厚生労働大臣が定める一定基準を満たした上で、県知事 に届け出を出すことで表示ができます。よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4 ですが

店舗販売業とは、いわゆるドラッグストアです。薬局の許可があれば、一般用医薬品の販売もできます。薬局許可に加えて店舗販売業の許可が必要というわけではありません。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 5 ですが

これは頻出ポイントです。「開設者」は薬剤師でなくても大丈夫です。よって、選択肢5は誤りです。

以上より、正解は2です。

参考)